

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

熊本県HP : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/80/>



高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間が始まります

熊本県では11月1日～翌年4月30日までを「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と定め、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスの侵入防止および万一の発生時のまん延防止対策を強化しています。

昨シーズンは、R4年（2022年）10月28日に岡山県及び北海道での初発以来、R5年（2023年）4月7日の北海道における最終発生までに26道県84事例、約1,771万羽が殺処分される過去最大のHPAI発生となり、鶏卵価格が上昇する等大きな社会的影響を及ぼしました。今シーズンについても、昨シーズンと同様に全国での発生が危惧されます。今後とも高い危機意識をもって、関係者一同、協力して対策に取り組みましょう。

野鳥におけるHPAIウイルス感染事例が相次いでいます

環境省が実施している野鳥を対象としたHPAIウイルスのモニタリング検査の結果、10月4日に北海道においてハシブトガラスの感染事例が確認され、11月7日までに北海道と宮城県において6事例が確認されています（下表参照）。

例数	回収日	場所	鳥種	判明日	判定
1例目	10/4	北海道美唄市	ハシブトガラス	10/11	H5N1亜型高病原性
2例目	10/18	北海道釧路市	ノスリ	10/25	H5N1亜型高病原性
3例目	10/26	北海道釧路市	オオハクチョウ	11/1	H5N1亜型高病原性
4例目	10/27	宮城県大崎市	ハシブトガラス	11/1	H5N1亜型高病原性
5例目	10/29	宮城県登米市	オオタカ	11/6	H5N1亜型高病原性
6例目	10/25	北海道別海町	タンチョウ	11/7	H5亜型高病原性

【鳥インフルエンザに関する最新の情報はこちらから】

●農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html

●環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です

細菌による感染症は、人の健康にとって大きな問題です。今から約100年前に、細菌を殺したり、その生育を止めたりすることができる物質が発見され、感染症を治療できるようになりました。これらの物質を「抗菌性物質」といいます。抗菌性物質は、感染症の治療方法として極めて重要ですが、使いすぎたり、正しく使わないと、感染症の原因となる細菌に対して効果がなくなることがあります。

抗菌性物質が効かなくなること日本では「薬剤耐性」といいますが英語では「抗微生物薬耐性」（Antimicrobial Resistance 略称AMR）と称しています。

農林水産省において本年4月、新たに「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」が策定され、畜産分野における抗菌剤の使用量削減について具体的な目標が定められました。アクションプランは、人、動物、農業分野などが分野の垣根を越えて取り組むべき課題を6つの目標に分けて示しています。

畜産分野でも、家畜の治療のための動物用医薬品や疾病予防のための飼料添加物として抗菌性物質が使用されています。生産者や獣医師においては、抗菌性物質の「適正使用」並びに「慎重使用」にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは、別紙及び農林水産省HP「動物に使用する抗菌性物質について」をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/torikumi.html>

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	台湾	家きん	令和5年10月6日
		ロシア	家きん	令和5年10月9日
		日本	野鳥	令和5年10月18日
アフリカ豚熱		韓国	野生いのしし（43件）	10月

令和5年(2023年)10月30日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/56061.html>



薬剤耐性（AMR）対策の推進について

～ 抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の信頼に応えましょう！ ～

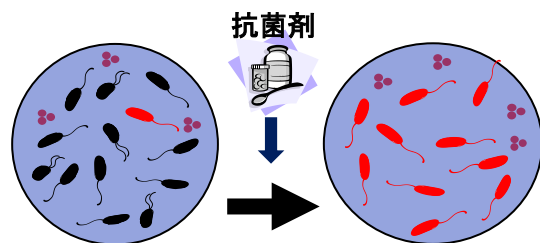
農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課

薬剤耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、平成27年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、平成28年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定されました。



抗菌剤があっても生存・増殖
(薬剤耐性菌)

抗菌剤により死滅
(感受性菌)

薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は、畜産分野でも、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

そのため、アクションプランでは、人の医療分野とともに、畜産分野において必要な取組が記載されています。

畜産関係者が実施すべき対策は？

生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者には、薬剤耐性問題を理解し、「抗菌剤の慎重使用」を徹底すること等が求められています。具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

が対策の基本となります。



国産畜産物に対する消費者からの信頼に応えるため、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を維持するためには、畜産関係者が一体となって対策に取り組む必要があります。



皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

検索



<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

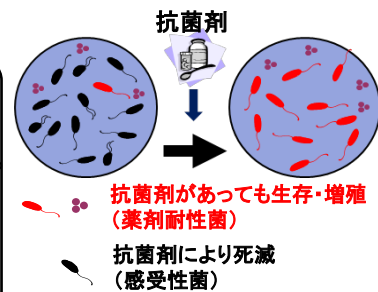
11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です

～抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の皆様の信頼に応えましょう！～

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。この問題は国際的な重要課題となっており、わが国は平成28年4月に今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）を決定しました。



AMR問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のための飼料添加物として、使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

畜産関係者が実施すべき対策は？

「抗菌剤の慎重使用」を徹底すること等が求められています。

具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

が対策の基本となります。



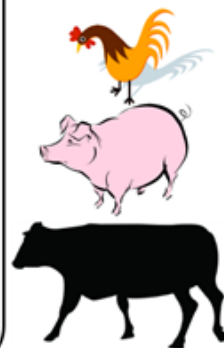
飼料添加物の薬剤耐性対策は？

飼料添加物としての抗菌剤についても、できるだけ限定的に使用するとともに、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものは使わないことが必要です。

農林水産省は、人用医薬品の有効性に影響を及ぼすことのないよう、食品安全委員会にリスク評価を依頼し、令和3年6月をもって全ての評価が終了しました。

食品安全委員会のリスク評価において、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価された5種類の抗菌性飼料添加物の指定を取消しました。

ヒトに悪影響を及ぼす恐れがないと評価されたモネンシン等については、飼料添加物として引き続き使用可能です。



国産畜産物に対する消費者の皆様のご信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

検索



<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>